

日本語教育機関としての自己点検・評価（2023年度）

実施日：2024年6月8日

日本語教育機関名：学校法人河原学園 河原電子ビジネス専門学校 日本語学科

自己点検・評価対象期間：2023年4月～2024年3月

実施責任者：校長 石川 達也

実施担当者：副校長 中村 亮、事務長 川邊 大介、学科主任 ウェバー 芳子

本校日本語学科は、法務省の告示を受けた日本語教育機関として、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第18号の規定に従い、教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、活動の状況について自ら点検及び評価を行うこととしています。

点検及び評価項目については、一般財団法人日本語教育振興協会による「日本語教育機関のための自己点検・評価項目（改訂版）自己点検・評価の手引」を参考としています。

各項目の評価は以下の分類とし、評価欄に記号を記入します。

A：達成されている

B：おおむね達成されているが、不十分なところがあり改善に取り組んでいる

C：達成されていない／取り組みを検討している

点検・評価項目 目次

1	理念・教育目標	2
2	学校運営	2
3	教育活動の計画	3
4	教育活動の実施	4
5	成績判定と授業評価	5
6	教育活動を担う教職員	6
7	教育成果	6
8	学生支援	7
9	進路に関する支援	8
10	入国・在留に関する指導及び支援	9
11	教育環境	10
12	入学者の募集と選考	10
13	財務	11
14	法令遵守	12
15	地域貢献・社会貢献	12

点検・評価項目	評価
1 理念・教育目標	
1.1 〈理念・ミッション〉 河原学園学是：私達は常に感謝の心を持って質の高い教育事業を行い、学生・地域社会・国家に貢献する。 学園理念：我々は学園に集うお客様の満足と職員・家族の経済的・社会的地位の向上を目的とする。 教育方針：常に『感謝の心』を持って、『高度な専門教育』、『職業意識の向上』、『生きる力』を育む教育活動を行い、地域に貢献できる学生を育成する。	—
1.2 〈教育目標〉 本校は、学則第 1 条において「情報社会の発展に寄与できる情報処理専門能力を持った人材の養成と、社会の要請に応えることのできる秘書、経営又は観光に関する専門能力を持った人材の養成、及び外国人に対する日本語教育を目的とする。」と明記しており、日本語学科においては、日本語四技能（読解力・作文力・聴解力・会話力）を習得し、日本の大学などへの進学の開くとともに、日本の文化や習慣についても理解を深めることを教育目的とする。	—
1.3 〈育成する人材像〉 日本語の学習を通して日本の文化や習慣についての理解を深めることにより、国際的視野を持った人材として、自己の掲げる目標に向け自己実現できる人材および国際交流の発展に寄与できる人材を育成することを目標とする。	—
1.4 理念、教育目標が社会の要請に合致していることを確認している。 日本語学科の教育目標は、人材不足が深刻で国際化が急がれる社会の要請に合致するものである。	A
1.5 理念、教育目標及び育成する人材像が、教職員及び学生に周知されている。 本学園の教育理念や教育方針等は学内に掲示されているほか、ホームページ等によって学校内外に公表、周知されている。本校の教職員には、毎日の朝礼や毎週行われる科会等で確認・周知が行われている。また、新たな入職者には、職員導入研修において、その詳しい説明を受けるシステムが構築されている。	A
2 学校運営	
2.1 日本語教育機関の告示基準に適合している。 日本語教育機関の告示基準に適合している旨、出入国在留管理局に届けている。	A
2.2 短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。 学校法人の最高の意思決定機関は理事会であり、法人の重要事項について審議決定される。理事会のもとには、理事長と各学校長および実務責任者により組織される運営会議が置かれている。運営会議は毎月開催され、法人の現状について情報共有を図るとともに、直面する種々の問題対応から中長期計画の立案・策定に至るまで、経営上の課題について幅広く協議している。理事会及び運営会議において協議、決定	A

された事項は、朝礼や科会において、各教職員に周知されている。	
<p>2.3 管理運営の諸規程が整備され、規程に基づいた運営が行われている。</p> <p>学校法人の管理運営は、その基本的事項を「学校法人河原学園寄附行為」で定めており、さらに法人が設置する専門学校の管理運営については、運営する各専門学校の学則、その他の規則・規程において定めている。</p>	A
<p>2.4 意思決定が組織的に行われ、かつ、効率的に機能している。</p> <p>2.2 のとおり、組織としての意思決定が行われている。組織図及び職務分掌表により各職員の権限と責任が明確に定められている。</p>	A
<p>2.5 予算編成が適切に行われ、執行ルールが明確である。</p> <p>予算編成は学校法人本部において行われており、法人の会計基準に基づき執行されている。</p>	A
<p>2.6 外部からの情報収集が効率的に行われ、かつ、共有化する仕組みがある。</p> <p>本校は、全国専修学校各種学校総連合会や一般社団法人全国専門学校教育研究会等に加盟しており、専修学校として及び日本語教育機関として、他の加盟校と情報を共有する体制があり、情報共有サイト等を通じて常に情報の交換に努めている。</p>	A
<p>2.7 学生、入学志願者及び経費支弁者に対して、理解できる言語で情報提供を行っている。</p> <p>日本語学科のホームページには、日本語、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、ベトナム語のページを掲載しており、それぞれの言語の募集要項をダウンロードできるようにしている。今後は、さらにインドネシア語やネパール語での対応を検討している。学生の保護者、経費支弁者との連絡は、母国語による伝達が必要な場合には、同国出身の卒業生や在校生に通訳を依頼して行っている。</p>	B
<p>2.8 授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している。</p> <p>基本的に、教務に関する相談は担任教員が対応し、生活に関する相談は専任の生活指導員が対応する体制を取っている。</p>	A
<p>2.9 業務の見直し及び効率的な運営の検討が定期的、かつ、組織的に行われている。</p> <p>毎週の科会（日本語学科の全教職員が参加）において、日常の運営に関する課題を協議している。また、その協議を踏まえ、日本語学科事務長及び教務主任が学校法人本部の月例会に出席し、法人理事会、本部職員と情報を共有し、運営の検討を行う体制がある。学校として、自己点検・評価を毎年実施している。</p>	A
3 教育活動の計画	
<p>3.1 理念・教育目標に合致したコース設定をしている。</p> <p>日本の大学、専門学校等への進学を目標とした「4月生進学1年コース」、「4月生進学2年コース」、「10月生進学1.5年コース」を設置している。</p>	A
<p>3.2 教育目標達成に向けたカリキュラムを体系的に編成している。</p> <p>進学を目標とした、総合的な日本語能力の向上にむけたそれぞれのコースのカリキュラムを編成し、学則に記載している。</p>	A

<p>3.3 国内、又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしてレベル設定をしている。 各コースの学生はそれぞれのレベル別にクラス分けが行われており、レベル設定は、JFスタンダードやCEFR等の熟達度の枠組みを参考にしてしている。</p>	A
<p>3.4 教育目標に合致した教材を選定している。 進学を目標としており、高等教育で学ぶための日本語を身に着けるためには、構造的に日本語を学んでいく必要があるため、初級においては「みんなの日本語」を使用している。また、初級を終えた段階からは、運用力を向上させるため、使用場面が分かりやすい「TRY！」等の教材を使用している。さらに、進学を控えた中上級以上では、必要に応じ、日本留学試験対策や、小論文対策等の教材を使用している。</p>	A
<p>3.5 補助教材、生教材を使用する場合は出典を明らかにするとともに、著作権法に留意している。 著作権に留意し、使用する本教材、補助教材および生教材等の出典を明らかにしている。あわせて、著作権に関して、教職員や学生に対して指導、注意喚起を行っている。教職員は、著作権に関する研修会・セミナー等に参加している。</p>	A
<p>3.6 教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。 毎週科会を行い、教員間での意見交換、情報共有に努めている。また、学科主任はじめ経験豊富な教員が経験のより少ない教員に対して指導する体制をとっており、必要に応じ教員間相互での研修会等を行い、教育レベルの向上に努めている。</p>	A
<p>3.7 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。 専任教員、非常勤教員も含め、経験のある教員と経験の浅い教員との組合せに配慮し、教員の能力や経験に応じた配置を行っている。主任教員には授業以外の重要な業務のあることに留意し、適切な授業時間となるよう配慮している。</p>	A
4 教育活動の実施	
<p>4.1 授業開始までに学生の日本語能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている。 学生は、入学時にプレイスメントテストを行い、教員全員による協議を経て、クラス分けを行っている。また、年度途中であっても、必要に応じ、レベルに合わせたクラスの再編成を行っている。</p>	A
<p>4.2 教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必要な情報を伝達している。 担当する教員間において、学生の学習目的、学習歴等が記載された入学申請書、プレイスメントテストの結果、その他指導に必要な情報が共有されている。なお、これら情報の扱いは、個人情報として慎重に取り扱うべく周知徹底している。</p>	A
<p>4.3 開示されたシラバスによって授業を行っている。 各科目の授業の目的と内容、スケジュール、担当教員名、成績評価の基準と方法、学習面での学生への要求事項等を記載したシラバスを開示し、これに沿って毎回の</p>	A

授業を行っている。	
<p>4.4 授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。</p> <p>授業記録簿及び出席簿を備え、授業終了後速やかに担当教員が記録している。授業記録簿及び出席簿は、在留管理上も重要な書類であることを踏まえ、保管を厳重にし、適切に管理している。</p>	A
<p>4.5 理解度・到達度の確認を実施期間中に適切に行っている。</p> <p>理解度・到達度の確認のため、中間試験、期末試験を実施し、成績記録を行っているほか、毎回授業の理解度を確認するための小テストを実施し、点数を記録している。</p>	A
<p>4.6 学生の自己評価を把握している。</p> <p>各クラスの担任教員が学生と毎月面談を行い、学生の自己評価、進路希望、学習上の悩み、日常生活の問題等につき確認し、学生のカルテに記録している。問題がある場合は、科会の場等において教員間で共有し、解決に向けて話し合いを行っている。</p>	A
<p>4.7 個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援を行っている。</p> <p>各クラスの担任教員が、まずは個別学習指導等の学習支援を行っており、必要に応じ学科主任と相談、協力の上、授業外にて補習を行う等、各学生に応じた指導を行っている。</p>	A
<p>4.8 特定の支援を必要とする学習者に対して、その分野の専門家の助言を受けている。</p> <p>実績は未だないが、特定の支援を必要とする学習者がいれば、学園グループ内の学園カウンセラーによるカウンセリングや、医療福祉系教員等の助言を受けることができるほか、市や県の外国人生活支援ネットワークを通じた専門家の助言を受ける体制がある。</p>	B
5 成績判定と授業評価	
<p>5.1 判定基準及び判定方法が明確に定められ、適切に行われている。また判定基準と方法を開示している。</p> <p>各科目の授業の目的と内容、スケジュール、担当教員名、成績評価の基準と方法、学習面での学生への要求事項等を記載したシラバスを教職員および学生に開示し、これに沿って毎回の授業と成績判定を行っている。</p>	A
<p>5.2 成績判定結果を的確に学生に伝えている。</p> <p>各クラスの担任教員が、学生との個別面談時において成績結果を手渡し、学習結果をフィードバックし、学習上の課題や進路に関する相談等を行っている。</p>	A
<p>5.3 判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。</p> <p>学生の成績については、学期ごとに行われる学校全体（全教員が参加）の成績判定会議により判定される。成績判定の基準や方法については、同会議により議論され、検証されている。</p>	A
<p>5.4 授業評価を定期的に実施している。</p> <p>非常勤教員を含む教員の教育能力、クラス運営力、学生の授業参加状況等についての評価は、毎年学科主任により行われ、事務長、教頭、校長に報告される。授業評価</p>	B

の適正な実施について、今後も検討を続けていく。	
5.5 評価体制、評価方法及び評価基準が適切である。 授業評価の評価方法、基準、評価体制の妥当性、評価者の適格性等について、今後も検討を続けていく。	A
5.6 学生による授業評価を定期的実施している。 学生による授業評価（アンケート）を学期ごとに実施している。授業評価の結果を分析し、課題の発見に努めている。	A
5.7 授業評価の結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の取組に反映されている。 授業評価や学生によるアンケートの結果、指導・改善が必要と判断される場合には、学科主任はじめ経験がより豊富な教員による研修会等を実施している。また、教員の外部研修会等への参加を励行している。	B
6 教育活動を担う教職員	
6.1 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限を明確に定めている。 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限は、組織図、職務分掌表、契約書等で定められている。	A
6.2 教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質を明示している。 専任教員、非常勤教員ともに、各コースの教育目標達成に必要な知識、能力を明示した上で採用、契約している。	A
6.3 教員及び職員の採用方法及び雇用条件を明文化している。 教職員の採用は、労働基準法等関係法令に基づき、学校法人の採用規程により実施され、雇用条件は明文化されている。	A
6.4 教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組をしている。 学校法人内において、教職員の教育の質及び支援力強化のための研修が年数回実施されているほか、必要に応じ、外部の研修に参加することを奨励されている。	A
6.5 教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。 学校法人内において、教職員の倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修が年数回実施されているほか、必要に応じ、外部の研修に参加することを奨励されている。	A
6.6 教員及び職員の評価を適切に行っている。 教職員の評価は、毎年、それぞれの上長の管理職者により、定められた評価項目、評価基準、評価方法により行われている。	A
7 教育成果	
7.1 入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。 学生の入学から卒業までの学習成績は、成績ファイルに記録され、保管を厳重に	A

し、適切に管理されている。	
7.2 修了・卒業の判定を適切に行っている。 学生の卒業判定は、学則に基づき、卒業・進級認定会議において行われている。	A
7.3 日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。 学生の日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握し、成績ファイルに記録している。これら外部試験の結果は、教育内容の改善に結び付けられるとともに、クラス編成や進路決定の際の有効な資料とされる。	A
7.4 卒業又は修了後の進路を把握している。 学校として、学生の進路指導について特に力を入れており、学生の卒業後の進路を把握している。	A
7.5 卒業生及び修了生の状況を把握するための取組を行い、進学先、就職先等での状況や社会的評価を把握している。 卒業生の進学先、就職先とは、年数回連絡を取り、状況の把握に努めているところである。把握した内容は、卒業生名簿に記録し、教職員間で共有している。	B
8 学生支援	
8.1 学生支援計画を策定し、支援体制を整備している。 専任の生活指導員を配置し、学生の生活支援にあたっている。教務上の支援は担任教員があたり、生活上の支援は生活指導員が担当する体制を整えている。	A
8.2 生活指導責任者が特定され、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限を明確化している。また、これらの者を学生及び教職員に周知している。 専任の生活指導員が1名配置され、学生の生活支援にあたっている。生活指導員の役割について学生に周知している。	A
8.3 日本社会を理解し、適応するための取組を行っている。 日本文化の授業の中で、日本社会への理解促進を図るとともに、校外活動として、松山城、道後温泉、内子町見学などを行っているほか、茶道体験や陶芸体験なども取り入れている。	A
8.4 留学生活に関するオリエンテーションを入学直後に実施し、また、在籍者全員を対象に定期的に実施している。 入学直後に、就労制限、交通安全・治安、ゴミ出しのルール等生活上の注意点を含めた留学生活全般に関するオリエンテーションを実施している。入学直後の日本語能力が低い学生には、適宜先輩学生などに依頼して通訳をつけて実施している。特に、在留管理、就労制限、交通安全・治安に関しては、警察署職員を講師として、半期に1度の頻度で、在校生全員を対象に実施している。	A
8.5 住居支援を行っている。 希望する学生には、学校が契約する借上げアパートを手配している。借上げアパートは学校から徒歩圏内にある。学校は、入国当日からの入居が可能となるよう、複数の不動産業者と提携している。住居に関する情報は、学校パンフレット、募集要項、	A

ホームページに記載している。	
8.6 アルバイトに関する指導及び支援を行っている。 アルバイト先は、希望する学生には学校が紹介している。アルバイト時間に関する指導は特に厳しくし、学生から毎日のアルバイト状況（アルバイト先、就労時間）を報告させ、許可された就労時間を超えないよう管理している。学生のアルバイト先には、毎月、生活指導員が訪問し、就労時間、勤務状況等について確認している。	A
8.7 健康、衛生面について指導する体制を整えている。 学生の健康診断は、市内の健診センターにおいて、年に1度実施している（4月生は毎年4月、10月生は10月に1回、翌年の4月に1回）。	A
8.8 対象となる学生全員が国民健康保険に加入し、併せて留学生保険に加入している。 在留資格「留学」の在籍学生全員について、国民健康保険に加入している。加入にあたっては、生活指導員が市役所に同行し、手続きをサポートしている。保険料の支払い状況についても、毎月確認している。あわせて、学生・生徒災害傷害保険と留学生用傷害保険、医療保険に加入している。	A
8.9 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応、及び感染症発生時の措置を定めている。 疾病や傷害のあった場合には、生活指導員が同行して学校近くのかかり付け医院に行く体制を整えている。学生には、疾病時や緊急時にはすぐに生活指導員に連絡するよう周知している。疾病時、緊急時の対応はマニュアル化し、教職員間で共有している。	A
8.10 交通事故等の相談体制を整備している。 半期に1度の頻度で、地元警察署の職員を講師として、学生に対する交通安全・治安に関する研修会を実施しており、交通事故等発生時には、生活指導員が同職員と連絡を取ることとしている。あわせて、生活指導員が医療機関、保険会社との連絡を取る体制を整えている。	A
8.11 危機管理体制を整備している。 学校として、危機管理規程を策定し、同規程にある体制のもと、危機管理にあたることとしている。	A
8.12 火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定め、避難訓練を定期的実施している。 他学科を含めた全校学生を対象として、避難経路、避難場所を定めた避難訓練を年1回実施している。避難場所は学校近くの公立小学校が指定されている。	A
8.13 気象警報発令時の措置を定め、教職員及び学生に周知している。 気象警報発令時の登下校等の措置について定められており、学生、教職員に周知している。	A
9 進路に関する支援	
9.1 進路指導担当者を特定している。 進路指導は、担任教員が行う体制としている。その情報は科会を通して共有・記録し、教職員間で共有されている。	A

<p>9.2 学生の希望する進路を把握している。 担任教員が行う毎月の個別面談において、学習上の課題とともに、希望進路の聞き取り、相談を行っており、その情報は科会を通して共有・記録し、教職員間で共有されている。</p>	A
<p>9.3 進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。 進学に関する資料は学内に保管され、学生が閲覧できる状態にしているが、より便利に閲覧できるような体制を検討中である。また、就職については、学校法人内に設置されている就職キャリア支援センターとも連携して、就職に関する情報の収集に努めている。</p>	B
<p>9.4 入学時からの一貫した進路指導を行っている。 学生ごとに作成する学生カルテに、進路指導に関する記録（指導時期、内容、進捗状況等）を記入し、一貫した進路指導に努めている。</p>	A
10 入国・在留に関する指導及び支援	
<p>10.1 入管事務担当者を特定し、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。 入管事務担当者（申請等取次者）及び副担当者を配置し、入管関係事務を執り行っており、事務局長がこれら事務を統括している。</p>	A
<p>10.2 担当者は、研修受講等により最新、かつ、適切な情報取得を継続的に行っている。 学科事務担当者より毎年 1 名以上は公益財団法人入管協会の主催する「外国人の入国・在留手続きと申請等取次研修会」等の研修会に参加しているほか、出入国在留管理局等からの通知等は教職員で共有し、最新の情報の把握に努めている。</p>	A
<p>10.3 地方出入国在留管理局により認められた申請等取次者を配置している。 入管事務担当者は、地方出入国在留管理局により認められた申請等取次者である。</p>	A
<p>10.4 入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。 警察署職員を講師として半期に 1 度実施している、在校生全員を対象とするオリエンテーションにおいて、在留管理、アルバイトの制限等について、伝達、指導しているほか、毎週行うホームルームにおいても、各担任教員から指導している。</p>	A
<p>10.5 在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。 生活指導員が、全学生のパスポート有効期限、在留資格、在留期限、資格外活動許可状況、アルバイト状況、出席状況等の情報を一覧表として保存し、常に最新情報に更新している。</p>	A
<p>10.6 在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。 在留上、問題のある可能性のある学生がいれば、担任教員、生活指導員が学科主任、事務長と協議し、速やかに個別指導を行うこととしており、問題の早期解決に努めている。</p>	A

<p>10.7 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。</p> <p>警察署職員を講師として半期に1度実施している在校生全員を対象とするオリエンテーションにおいて、在留管理、資格外活動制限、犯罪対策等について、指導しているほか、毎週行うホームルームにおいても、各担任教員から指導している。</p>	A
11 教育環境	
<p>11.1 教室内は、十分な照度があり、換気がなされているとともに、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。</p> <p>教室内は十分な照度があり、窓を開けることにより換気が可能であり、語学教育を行うのに必要な遮音性がある。</p>	A
<p>11.2 授業時間外に自習できる部屋を確保している。</p> <p>学校内には図書室および学生ホールがあり、学生が自習用として使用することが可能である。</p>	A
<p>11.3 教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用可能である。</p> <p>図書室内に学生および教員の閲覧、使用に供する図書、メディアを備え付けているが、引き続き、その充実を図っているところである。</p>	B
<p>11.4 視聴覚教材やITを利用した授業が可能な設備や教育用機器を整備している。</p> <p>各教室には、PC接続用のモニターが設置されている。必要に応じて、プロジェクターの使用が可能である。教室内でのインターネットWi-Fi接続が可能である。</p>	A
<p>11.5 教員及び職員の執務に必要なスペースを確保している。</p> <p>学校内に十分なスペースを持った職員室があり、教職員数に応じた机、椅子等が配置され、教材、教具等の保管場所が確保されている。</p>	A
<p>11.6 同時に授業を受ける学生数に応じた数のトイレを設置している。</p> <p>男女が明確に区分されているトイレが校舎に設置されており、学生数に応じたトイレ、洗面所の数が確保されている。</p>	A
<p>11.7 法令上必要な設備等を備えている。</p> <p>消防法等の法令で求められる避難器具、消火器等の設備が適正に備えられている。</p>	A
<p>11.8 廊下、階段等は、緊急時に危険のない形状である。</p> <p>廊下の幅、階段の幅、踏み面等は、緊急避難時等に危険のない幅、形状であり、適正である。</p>	A
<p>11.9 バリアフリー対策を施している。</p> <p>1階から5階まで、エレベータを利用して移動可能である。</p>	B
12 入学者の募集と選考	
<p>12.1 理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。</p> <p>学生の受入方針に基づき、年間募集計画を策定している。募集・広報を担当する職員は、募集方針と年間募集計画に基づき、募集活動を行っている。</p>	A

<p>12.2 機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。 募集・広報を担当する職員が、日本語学科パンフレット、募集要項等に基づいて、入学志願者に対する情報提供及び入学相談を行っている。</p>	A
<p>12.3 教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報、求める学生像、及び応募資格と条件が入学希望者の理解できる言語で開示されている。 日本語学科パンフレット、募集要項、ホームページは、日本語、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、ベトナム語で作成し、開示している。</p>	A
<p>12.4 海外の募集代理人（エージェント等）に最新、かつ、正確な情報提供を行うとともに、その募集活動が適切に行われていることを把握している。 国内外にある学生募集代理機関とは、事前に十分な打合せを行い、学生紹介にかかる業務提携契約を結んだうえで、募集活動を行っている。</p>	A
<p>12.5 入学選考基準及び方法が明確化され、適切な体制で入学選考を行っている。 入学希望者及び経費支弁者とは、Web 面接及び現地面接を実施し、本人の学習意欲及び日本語能力並びに経費支弁者の経費支弁能力を確認したうえで、募集担当者、日本語学科主任、事務長協議のもと、選考を実施しており、校長決裁の上、入学許可を出している。</p>	A
<p>12.6 学生情報を正確に把握し、提出された根拠資料等により確認を行っている。 入学志願者の身分事項、学歴に関する事項、経費支弁に関する事項等について、提出された書類及び根拠資料を精密に点検し、必要に応じ、現地に確認している。これら書類の原本若しくは写しは適切に保管されている。Web 面接または現地面接は必ず実施し、その記録は適切に保管されている。</p>	A
<p>12.7 入学志願者の学習能力、勉学意欲、日本語能力等を確認するとともに、受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。 入学志願者の勉学意欲、日本語能力等を面談結果や提出書類によって十分に確認し、受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。</p>	A
<p>12.8 入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額及び納付時期、並びに学費以外に入学後必要になる費用が明示されている。 募集要項、ホームページ、パンフレットにおいて、入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額及び納付時期、並びに学費以外に入学後必要になる費用を日本語、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、ベトナム語で明示している。</p>	A
<p>12.9 関係諸法令に基づいた学費返還規程が定められ、公開されている。 学費返還に関する規程を募集要項、ホームページにおいて明記している。</p>	A
13 財務	
<p>13.1 財務状況は、中長期的に安定している。 財務状況は、学校法人として管理されており、中長期的に安定した経営が行われている。</p>	A

<p>13.2 予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。 財務状況は、学校法人として管理されており、予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。</p>	A
<p>13.3 適正な会計監査が実施されている。 財務は、学校法人として管理されており、適正な会計監査が実施されている。</p>	A
14 法令遵守	
<p>14.1 法令遵守に関する担当者を特定している。 法令遵守に関しては、学校教頭（校運営担当）の監督のもと、事務長が責任をもって実施することとしている。</p>	A
<p>14.2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。 「就業規則」の周知、臨床心理士による相談室の設置等を通して、教職員の個人情報取扱いや各種ハラスメントに関する認識を高める取組みを行い、コンプライアンス意識の向上に努めている。</p>	A
<p>14.3 個人情報保護のための対策をとっている。 学校法人として「個人情報の保護に関する規則」を定め、教職員に周知し、個人情報保護の徹底を図っている。</p>	A
<p>14.4 地方出入国在留管理局、その他関係官公庁への届出、報告を遅滞なく行っている。 必要な官公庁関係の届け出は遅滞なく行っている。</p>	A
15 地域貢献・社会貢献	
<p>15.1 日本語教育機関の資源・施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っている。 県や市の国際交流協会や青年会議所等が行う交流事業に留学生が参加している。地元の中学生等が職場体験等で学校を訪れた際などに、留学生の各出身国紹介などの交流活動を実施している。学園祭や体育祭などへの参加を通じて、同じ学園グループ内の日本人学生との交流活動を促進している。</p>	A
<p>15.2 学生ボランティア活動への支援を行っている。 愛媛マラソンボランティアへの参加、青年会議所主催の観光客おもてなし事業へのボランティア参加、県の国際交流協会が主催する国際交流活動へのボランティア参加等、留学生のボランティア活動参加への支援を行っている。</p>	A
<p>15.3 公開講座等を実施している。 当該年度は公開講座を実施していない。</p>	C